

## 区再編に伴う住所変更手続き

区名の変更による公共機関などへの住所変更手続きは、希望する場合を除き、ほとんどの場合不要です。暮らしや住まいに関する主なものについて、内容と問合せ先を以下に掲載しています。

- ◆手続きが不要なもの(市の窓口で取り扱う業務) ……1ページ
- ◆手続きが原則として不要なもの(市の窓口以外で取り扱う業務) ……4ページ
- ◆マイナンバーカード(住所変更が不要な主な手続き) ……7ページ
- ◆区再編に伴う証明書を必要とするときは ……7ページ
- ◆区再編に伴う住所変更手続き(動画) ……7ページ

### 手続きが不要なもの(市の窓口で取り扱う業務)

◆住所変更の手続きは必要ありません。そのまま使用してください。

### ●個人編●

分野	名称	問合せ先
戸籍・住民票	戸籍、住民票、印鑑登録(本籍、住所の表示は市で変更します)	証明・届出担当 (電話番号は2ページに掲載)
	在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード	
健康保険	マイナンバーカード 民間のオンラインサービスで電子証明書として利用する場合や、市以外の窓口で身分証明書として利用する場合は必要な場合があります。詳細は、7ページをご覧ください。	証明・届出担当 (電話番号は2ページに掲載)
	【国民健康保険に関するもの】 被保険者証、被保険者証兼高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、被保険者資格証明書、特定健康診査受診券	
福祉	【後期高齢者医療保険に関するもの】 被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、健康診査受診券	国保年金課(053-457-2637) 長寿保険担当 (電話番号は2ページに掲載)
	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ※手帳に記載されている住所の変更を希望する場合は、中央・浜名・天竜区役所(再編前の中・浜北・天竜区役所)または、行政センター(再編前の東・西・南・北区役所)の窓口にお越しください	障害保健福祉課 (053-457-2034) 障害福祉担当 (電話番号は2ページに掲載)
	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、児童通所サービス受給者証	
	自立支援医療受給者証(更生医療、精神通院医療)	
	重度心身障害者医療費助成金受給者証	
	特別児童扶養手当証書	児童相談所(053-457-2703)
	児童入所サービス受給者証、里親登録証	
	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)	
介護保険負担限度額認定証		
社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証	介護保険課(053-457-2374) 長寿保険担当 (電話番号は2ページに掲載)	

分野	名称	問合せ先
暮らし	水道・下水道使用者の使用場所、送付先住所 (電話・電気・ガスは4ページの「暮らし」に掲載)	お客さまサービス課(053-474-7812)
	市営墓地及び浜松市納骨堂利用者の住所変更届	市民生活課(053-457-2026)
児童	乳幼児医療費受給者証、小・中・高校生世代医療費受給者証 ※自身で住所欄の区名を二重線で消して、新しい区名を記載してください	子育て支援課(053-457-2792)
	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証	児童家庭担当 (電話番号は下段に掲載)
	児童扶養手当証書	
健康・保健	4か月児・10か月児健康診査受診票、乳幼児健康診査精密検査受診票、妊婦(歯科)・産婦健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票	健康増進課(053-453-6117) 健康づくり担当 (電話番号は下段に掲載)
	母子健康手帳	
	養育医療券	
	自立支援医療受給者証(育成医療)	
	浜松市特定医療費(指定難病)受給者証、浜松市小児慢性特定疾病医療受給者証	
教育・生涯学習	市立小学校・中学校などへの住所変更手続き (私立の小・中学校は個別にお問い合わせください)	教育支援課(053-457-2406)
	市立図書館の利用者登録(図書館利用者カード)	中央図書館(053-456-0234)

#### 【問い合わせ先電話番号】

	中央区役所庁舎	東行政センター庁舎	西行政センター庁舎	南行政センター庁舎	浜名区役所庁舎	北行政センター庁舎	天竜区役所庁舎
証明・届出担当	457-2121	424-0153	597-1115	425-1348	585-1111	523-1116	922-0019
障害福祉担当	457-2057	424-0176	597-1159	425-1485	585-1697	523-2898	922-0024
児童家庭担当	457-2035	424-0175	597-1157	425-1463	585-1121	523-2893	922-0023
長寿保険担当	457-2062	424-0183	597-1119	425-1542	585-1122	523-1144	922-0065
健康づくり担当	457-2890	424-0122	597-1120	425-1590	585-1171	523-3121	922-0075

●事業者編●

※届け出先が浜松市以外の場合は、各届け出先に問い合わせてください。

分野	名称	問合せ先
福祉	障害福祉サービス等事業者の指定事項に関する住所変更届	障害保健福祉課 (053-457-2860)
	介護サービス提供事業者の指定事項に関する住所変更届	介護保険課(053-457-2875)
道路・河川	道路占用許可の住所変更届	道路保全課(053-457-2425) 中央土木整備事務所(053-457-1010)
	河川などの占用許可【二級河川(九領川、段子川、権現谷川、北裏川、御陣屋川に限る。)、準用河川、普通河川】の住所変更届	浜名土木整備事務所(053-523-2970) 天竜土木整備事務所(053-922-0025)
保健・衛生	病院、診療所、助産所の住所(所在地)変更届	保健総務課(053-453-6135)
	医療法人の定款に記載の住所(所在地)変更認可申請・変更届	
	薬局、医薬品販売業等又は毒物及び劇物取締法に関する店舗・営業所の住所(所在地)変更届 ※許可証等は次回更新時に変更されますが、その前に書換えを希望する場合はご相談ください。書換えには手数料が必要です。	保健総務課(053-453-6135) 保健所浜北支所(053-585-1172)
	食品の営業許可証の住所変更届	生活衛生課(053-453-6114) 保健所浜北支所(053-585-1398)
都市・公園・電気など	屋外広告業の登録の住所変更届	土地政策課(053-457-2344)
	火薬類製造販売営業許可の住所変更届	予防課(053-475-7542)
	電気工事に係る登録事項の住所変更届	産業振興課(053-457-2281)
	公園の占用許可の住所変更届	公園管理事務所 (053-473-1829)
	公園の設置許可の住所変更届	
	屋外広告物講習会修了証書の住所変更届	土地政策課(053-457-2344)
	飼育動物診療施設の住所変更届	農業振興課(053-457-2332)

手続きが原則として不要なもの(市の窓口以外で取り扱う業務)

◆ほとんどのものが住所変更の手続きは必要ありません。  
そのまま使用できますが、一部必要な場合があります。

●個人編●

分野	名称	問合せ先
暮らし	自動車運転免許証 自動車運転免許証に記載の住所は、次回更新時に変更されます。そのまま使用でき、手続きは不要です。 また、身分証明書として利用する場合は、手続きが必要な場合がありますので、ご利用の機会等をとらえ、ご確認ください。証明書に記載されている住所の変更を希望する場合は、県内の警察署(※)または運転免許センターで手続きができます。詳しくは、県内の警察署(※)または運転免許センターにお問い合わせください。 (※)浜北警察署では手続きできません。西隣の西部運転免許センターをご利用ください。 ・必要なもの:現在持っている自動車運転免許証 ・手数料:無料	天竜警察署(053-926-0110) 浜松東警察(053-460-0110) 浜松中央警察署(053-475-0110) 浜松西警察署(053-484-0110) 細江警察署(053-522-0110)
	運転経歴証明書 身分証明書として利用する場合は、手続きが必要な場合がありますので、ご利用の機会等をとらえ、ご確認ください。証明書に記載されている住所の変更を希望する場合は、県内の警察署(※)または運転免許センターで手続きができます。詳しくは、県内の警察署(※)または運転免許センターにお問い合わせください。 (※)浜北警察署では手続きできません。西隣の西部運転免許センターをご利用ください。 ・必要なもの:現在持っている運転経歴証明書 ・手数料:無料	西部運転免許センター(053-587-2000) 中部運転免許センター(054-272-2221) 東部運転免許センター(055-921-2000)
	自動車検査証、軽自動車届出済証 (普通自動車・小型二輪(251cc以上)・軽二輪(126cc以上250cc以下)は浜松自動車検査登録事務所、軽自動車(三輪・四輪)は軽自動車検査協会) (記載住所の変更を希望する場合は申請または届け出が必要です。その場合、行政区設置証明書(7ページに掲載)が必要となります。その他の持ち物は問い合わせ先にご確認ください。)	浜松自動車検査登録事務所(050-5540-2052) 軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所(050-3816-1777)
	電話料金請求書の送付先住所、電気・都市ガス・LPガス使用者の住所 (多くの場合は不要です。事業者ごとで対応が異なる場合があります)	各事業者
金融	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード (多くの場合は不要です。当座預金、融資取引などがある場合や金融機関によっては手続きが必要となる場合があります)	各金融機関 各郵便局
登記	不動産登記記録表題部の所在(法務局で変更)	静岡地方法務局浜松支局(053-454-1396) 不動産登記Q&A 
	不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所 (登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要です。その場合、行政区設置証明書(7ページに掲載)が必要となります。その他の持ち物は問い合わせ先にご確認ください。)	
	不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所	

分野	名称	問合せ先
年金	年金受給権者住所変更届、国民年金被保険者住所変更届、国民年金第3号被保険者住所変更届、健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届	浜松東年金事務所 (053-421-0192) 浜松西年金事務所 (053-456-8511)
警察関係	銃砲所持許可証、猟銃・空気銃許可証、猟銃用火薬類等譲受許可証、刀剣類所持許可証、クロスボウ所持許可証、警備員指導教育責任者資格証、機械警備業務管理者資格者証、警備員の検定合格証および合格証明書	各警察署(電話番号は5ページの「警察関係」に掲載)
その他	狩猟免状	西部農林事務所森林整備課(053-458-7234)
	小型船舶操縦免許証(海技免状)	中部運輸局静岡運輸支局(054-352-0174)

●事業者編●

分野	名称	問合せ先
登記	浜松支局管轄内の会社・法人の本店、支店および役員などの住所(法務局で変更)	静岡地方法務局浜松支局(053-454-1396) 商業・法人登記Q&A  不動産登記Q&A 
	浜松支局管轄外に本店などがある会社・法人の支店および役員などの住所(住所の変更を希望する場合は申請が必要です。その場合、行政区設置証明書(7ページに掲載)が必要となります。その他の持ち物は問い合わせ先にご確認ください。)	
	不動産登記記録表題部の所在(法務局で変更)	
	不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所(登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要です。その場合、行政区設置証明書(7ページに掲載)が必要となります。その他の持ち物は問い合わせ先にご確認ください。)	
	不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所	
年金	厚生年金保険・健康保険適用事業者の所在地変更届	浜松東年金事務所 (053-421-0192) 浜松西年金事務所 (053-456-8511)
労働	労働保険適用事業の所在地変更届、加入している労働保険の住所変更届	浜松労働基準監督署労災課(053-456-8150)
	労働安全衛生法による免許証	浜松労働基準監督署安全衛生課 (053-456-8149)
	加入している雇用保険の住所変更届	浜松公共職業安定所適用課(053-457-5153)

分野	名称	問合せ先
警察 関係	風俗営業許可証、特例風俗営業者認定証、質屋営業許可証、 金属くず業許可証、金属くず行商届済証、警備業認定証	天竜警察署(053-926-0110) 浜北警察署(053-585-0110)
	安全運転管理者、副安全運転管理者の住所変更届	浜松東警察署 (053-460-0110) 浜松中央警察署 (053-475-0110)
	自動車運転代行業認定証、緊急自動車指定書、緊急自動車届 出書、道路維持作業用自動車指定書、道路維持作業用自動車 届出書の住所変更届	浜松西警察署 (053-484-0110) 細江警察署(053-522-0110)
港湾 河川	港湾占用許可	
	河川占用許可【一級、二級河川(九領川、段子川、権現谷川、北 裏川、御陣屋川以外の二級河川)】	浜松土木事務所維 持管理課(053-458-7261)
	プレジャーボート係留保管届	
事業	液化石油ガス設備士免状	高圧ガス保安協会 試験センター(03-3436-6106)
	宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の資格登録、浄化槽 工事業の登録	浜松土木事務所建 築住宅課(053-458-7283)
	建築士事務所の登録	静岡県建築士事務 所協会西部支部 (053-459-2366)
	旅行業、旅行業者代理業および旅行サービス手配業の登録	静岡県観光政策課 (054-221-3638)
	通訳案内業(通訳案内士)の登録	
屋外広告業の登録	浜松土木事務所都 市計画課(053-458-7276)	

## マイナンバーカード(住所変更が不要な主な手続き)

- ◆次回更新時に変更されます。区再編前の住所(旧区名)が記載されていても、ほとんどの手続きでそのまま利用できます。
- ◆民間のオンラインサービスで電子証明書として利用する場合や、市以外の窓口で身分証明書として利用する場合は手続きが必要な場合がありますので、ご利用の機会等をとりえ、ご確認ください。マイナンバーカードに記載されている住所の変更を希望する場合は、居住地に関わらず、区役所、行政センター(再編前の東・西・南・北区役所)、支所(再編前の舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山協働センター)、積志・曳馬・高台協働センター、市民サービスセンター(駅前・北部・高丘葵・可美・新都田・飯田)のいずれでも手続きできます。  
 ※窓口へはご本人がお越しください。  
 ※外国籍者は、区役所と行政センターのみで取り扱います。  
 ・必要なもの:ご自身のマイナンバーカード  
 ・手数料:無料
- ◆詳細はこちらをご確認ください  
 マイナンバーカード(個人番号カード)の記載内容の変更について



	利用方法	利用場所	問合せ先
電子証明書を利用した手続き	コンビニ交付(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍事項証明書、市県民税所得証明書・課税証明書)	コンビニエンスストアのマルチコピー機	市民生活課戸籍住基担当 (053-457-2121)
	健康保険証	各医療機関	【国民健康保険、後期高齢者医療保険】国保年金課(053-457-2637) 【その他の健康保険】加入している健康保険組合など
	確定申告書など	e-Tax	浜松西税務署(053-555-7111)浜松東税務署(053-458-1111) 自動音声に従い[2]を選択してください
確定申告書など	身分証明書 本人確認書類	市の窓口などでの提示	市役所各窓口

## 区再編に伴う証明書を必要とするときは

- ◆区再編により、浜松市内の町字が中央区、浜名区、天竜区のいずれに属しているかを証明する「行政区設置証明書」を発行します。住所変更手続きを行うとき、行政区設置証明書が必要な場合がありますので、各窓口にご確認ください。  
 ・行政区設置証明書について



◎この資料全般に対するお問い合わせは、市民協働・地域政策課(053-457-2094)へ

### 【関連ページ】

- ・行政区の再編について



- ・区再編に伴う住所変更手続き(動画)

